

令和7年度
嘉手納町放課後児童クラブ運営事業者
公募型プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）7月
嘉手納町子ども家庭課

1. 概要

(1) 趣旨

嘉手納町の放課後児童クラブは、現在、町内2小学校区において、公営の放課後児童クラブ2施設、民営の放課後児童クラブ4施設が開設されている。

少子化傾向の中においても、本町では就労家庭の増加や核家族化の進行などの要因により放課後児童クラブの需要が高まっており、これまでも民営放課後児童クラブの新規開設により、定員拡大を図ってきたが、現状においても待機児童解消には至っていない。

この状況に対応するため、本町では「嘉手納町第1期こども計画 第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、放課後児童健全育成事業の提供体制の確保に取り組んでいるところであり、今後も定員を超えることが予測される地域を対象に、嘉手納町の補助を受けて放課後児童クラブの運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するものである。

(2) 内容

本要領で定める、施設・運営に関する条件を満たす放課後児童クラブを設置し、運営する。

(3) 募集対象地区

放課後児童クラブ施設を運営する地区は、屋良小学校区とする。

※屋良小学校区の児童の受入れを優先し、定員に空きがある場合は嘉手納小学校区の児童の受入れを可能とする。

(4) 募集対象及び募集数

施設提案（事業者が事業実施場所を確保）による放課後児童クラブ1箇所（1支援単位）を募集するものとする。

(5) 業務期間

原則として令和8年4月までに開所できるよう施設を準備し、開所から少なくとも5年以上は継続して運営すること。開所後、社会情勢の変化等により、5年以上継続して運営することが困難な場合は町と協議を行うこととする。

2. 応募資格

応募は、次に掲げる事項を全て満たす法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人又は株式会社等）とする。

(1) 応募日時点において3年以上の法人運営実績を有すること。

(2) 応募日時点において3年以上放課後児童健全育成事業又は教育・保育施設等児童に係わる事業の運営実績を有すること。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項第2号に規定する放課後児童健全育成事業を、児童福祉法、子ども・子育て支援法、嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及びその他関係法令を遵守して適正に運営できること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）167条の4の規定に該当しないこと。

(5) 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこと。

ア 直近3年間の会計年度において、2年以上損失を計上している。

- イ 直近3年間の会計年度において、いずれかの年度が債務超過になっている。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 健全な財政状況であり、納付すべき税を滞納していないこと。
- (9) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（町との契約に関する業務を行う事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 他の町内放課後児童クラブと連携を図るなど、本事業に積極的に協力できること。
- (11) 保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。
- (12) 保護者及び地域との信頼関係を築けること。

3 施設の条件

- (1) 嘉手納町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に定める下記の設備の基準を満たしていること。
- ア 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- イ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- ウ 専用区画並びにアに規定する設備及び備品等（エにおいて「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- エ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。
- (2) 建物が建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準を満たしていること。建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合は、耐震調査を実施し問題がないものまた

は耐震補強済みのものであること。

(3) 建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)その他関係法令の要件を遵守していること。

4 運営の条件

(1) 利用定員規模

30人程度

(2) 入所対象児童

嘉手納町内在住で、原則として保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない屋良小学校に就学している児童

※定員枠に空きのある場合のみ、嘉手納小学校に就学している児童の入所を可能とする。

(3) 開所日

月曜日から土曜日とし、年間250日以上開所しなければならない。なお、日曜日、祝日及び年末年始等の開所については、運営側の独自の裁量によるものとする。

(4) 開所時間

平日の開所時間が平均3時間以上、学校休業日については8時間以上とする(日曜日等に開催する行事の振替による学校休業日が町内2箇所の小学校で異なることに留意すること。)

なお、開所時間とは、児童を受け入れることができる時間を指しており、これは小学生が実際に利用可能な時間、一般的に考えると学校の授業が行われていない時間(放課後児童クラブの運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要な準備時間を除く時間)であり、かつ、以下の①~③の要件を満たすこと。

① 開所時間について、各事業所が定める運営規程等に定めており、利用者(保護者、児童)に周知していること。

② 開所時間中は、下記(5)職員配置の基準を満たしていること。

③ 開所時間の設定に当たっては、事前の把握による利用者の利用ニーズがあることに加え、そのニーズを対外的に説明できる根拠資料(学校の時程表等により開所時間を確認できるもの)を備えておく必要があること。

(5) 職員配置

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員(放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。

(6) 運営方法

放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月22日こども家庭庁育成局長通知)及び条例並びに関係法令を遵守すること。

(7) その他

長期学校休業期間のみの利用希望があれば、その期間のみの受け入れを可能とする。

※ 長期学校休業期間とは、夏季休業(7月下旬~8月下旬)、秋季休業(10月上旬~中旬)、冬季休業(12月下旬~1月上旬)、春季休業(3月下旬~4月上旬)を指し、詳細な日程は各小学校の計画による。

5 補助金等関係（重要）

（1）既存施設の改修等に係る補助金について

民家・アパートなど既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分のみ））については、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、以下の補助金を交付見込みである。

●補助上限額 13,000 千円（13,000,000 円）

対象経費：既存施設の改修を行った上、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入

※事前に補助の対象となるか精査した上で補助金交付の可否を決定する。

※補助上限額と対象経費支払額のうち、低い金額を補助対象額とする。

また、当該補助金の交付を受けるにあたっては、以下の点に留意すること。

ア 「既存施設の改修」とは、床板や壁紙の張り替えなど、軽微な改修を想定しているため、床板やカーペットの張り替え、壁紙のはり替えなどの軽微な改修が対象となる。建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修、耐震工事等は補助対象外となる。

イ 補助金の交付決定前（本公募の選定の結果とは異なることに留意すること）に、改修工事及び備品購入の契約の締結を行うことはできない。

ウ 改修工事の契約業者の選定は、入札に付する等、町の契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。 ※ 選定された後、町より入札手続き方法等を案内する。

（2）運営費に関する補助金について

嘉手納町放課後児童健全育成事業補助金交付規則に基づき補助金を交付する。

（3）（1）（2）それぞれの補助金については、国、県及び嘉手納町の各年度の予算成立状況によって交付の可否が決定されることに留意すること。

（4）令和8年4月1日以降の開所を前提としているため、令和8年3月31日以前に開所した場合においては、令和7年度分の（2）の運営費に関する補助金は交付されないものとする。

（5）上記の補助金関係については、変更になる場合がある。

（6）補助金請求時には、町が指定する事業実績報告書を提出しなければならない。状況によっては、事業実績報告書の内容を確認するために現地調査を行うことがあるので留意すること。

6 質問の受付及び回答

（1）提出期限 令和7年8月12日（火）午後5時まで（必着）

（2）提出方法 質問書【様式7】により、電子メールで提出すること。

提出先：hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

（3）回答日 令和7年8月15日（金）午前10時（予定）

（4）回答方法 嘉手納町公式ホームページに掲載

7 提出書類

(1) 提出書類

様式1～6及び質問書(様式7)については、嘉手納町ホームページよりダウンロードすること。

- ア 嘉手納町放課後児童クラブ運営事業者応募書類 【様式1】
- イ 事業者概要書 【様式2】
- ウ 放課後児童クラブ等施設運営実績【様式3】
- エ 事業計画書 【様式4】
- オ 職員配置計画書【様式5】
- カ 資金収支計画書【様式6】
- キ 既存施設の改修等に関する見積書(5(1)に記載する補助金を受けようとする場合)
- ク 施設の図面
- ケ その他の添付書類
 - ・事業者の決算書類(貸借対照表及び損益計算書)(3年間分)
 - ・法人登記簿本又は法人の履歴事項全部証明書
 - ・定款の写し
 - ・現場管理者(予定者)の履歴書(任意様式)
 - ・現在運営している放課後児童クラブの令和7年度入所案内資料
 - ・現在運営している放課後児童クラブの令和6年度収支決算書
 - ・最新の法人市町村民税の納税証明書
 - ・土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本
 - ・建物の建築確認済証及び建築検査済証の写し
 - ・新耐震基準を満たしていることがわかる書類(建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合のみ)

(2) 必要部数等

提出書類の部数は7部(原本1部・副本6部)。副本はコピー可

※応募書類はA4サイズのフラットファイルに綴り、書類ごとにインデックス(様式1を除く)を付け、表紙の上段に「放課後児童クラブ運営事業者応募書類(正)又は(副)」、下段に「事業者名」、背表紙に「放課後児童クラブ運営事業者応募書類(正)又は(副)事業者名」を表示すること。

※インデックスは、指定された提出書類毎に付けること。また、決算関係書類等の年度別の資料については年度別のインデックスを付けること。

8 提出期間等

- (1) 提出期限 令和7年9月12日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 嘉手納町役場子ども家庭課保育支援係(町役場1階)
- (3) 提出方法 持参により提出(郵送では受付しない)。

※提出日は事前に子ども家庭課へ連絡して担当と日程調整すること。

※上記の提出期限、提出場所、提出方法が適合しないものは受付しない。

9 審査方法等

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された事業計画その他内容について審査し、一定の基準点に達した事業を選考する。ただし、応募が4事業者以下の場合は、第1次審査を省略し、提出書類の審査及びプロポーザルによる審査のみを実施するものとする。

プロポーザル審査実施予定：令和7年10月中旬予定

※正式な日時は別途通知する。

第1次審査により選考された者に対し事業計画についてのプロポーザルを実施し、下記10で示す審査基準に基づいて評価するとともに、最も優れている事業を選定する。

出席者：3人以内とする。（プロポーザルの内容について質疑応答を行うので、質問に対応できる者が出席すること。）

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果については、応募者全員に対し書面で通知する。

10 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準により審査する。

- | | | | |
|------------|-----|---|------|
| (1) 事業者の概要 | 30点 | ／ | 100点 |
| (2) 施設計画 | 20点 | ／ | 100点 |
| (3) 事業内容 | 50点 | ／ | 100点 |

11 日程（予定）

内容	時期
応募の開始	令和7年7月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年8月12日（火）
質問への回答	令和7年8月15日（金）
応募受付締切	令和7年9月12日（金）
第1次審査 ※応募が4社以下の場合は省略	令和7年9月下旬
プロポーザル審査	令和7年10月中旬 ※正式な日程は後日通知
選定結果の通知	令和7年10月末頃

12 失格事項

応募者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その応募を失格とする。

- (1) 応募書類及び添付書類が要件に適合しないもの
- (2) プロポーザル審査に出席しなかったもの
- (3) 虚偽の申請を行い、応募資格を得たもの

13 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合は、応募書類を無効とする。
- (3) 応募書類は返却しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、応募者の負担とする。
- (5) 嘉手納町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、応募者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。
- (6) 別途、書類の提出依頼があった場合には協力すること。
- (7) 事業者が決定した場合は、放課後児童クラブ運営にあたり、本実施要領に記載した諸条件や関係法令を遵守するとともに本町（本町が委任等をする者を含む）の指導・助言に従うこと。また、放課後児童クラブの設置に係る周辺住民等との合意形成等については、事業者において責任をもって行うこと。
- (8) 事業者が決定後、申請内容に虚偽等があったと認められるとき又はその他の事情により、適切な育成支援事業の実施が困難と認められるときは、決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできない。
- (9) 決定した事業者は、本件に係る権利を第三者に譲渡することはできない。ただし、正当な事由により嘉手納町が認めた場合は、この限りでない。

14 担当部署（提出・問合せ先）

嘉手納町子ども家庭課保育支援係 担当：幸地（こうち）

T E L : 098-956-1111（内線 272）

E-mail : hoikushien@town.kadena.okinawa.jp

対応時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15（12：00～13：00 及び祝祭日を除く）

※応募書類の提出については、提出日を事前に上記担当者まで連絡して調整すること。